

都市計画原案説明会の実施結果

■開催概要

日 時：平成 30 年 7 月 21 日（土）10 時～12 時

場 所：大磯町保健センター研修室

参加者：町民等 23 名

対応者：国土交通省 関東地方整備局 国営昭和記念公園事務所
大磯町

■説明内容（◎：国、○：大磯町）

※（ ）内数字は、配布したスライドのページを示す。

（P 1）

- 大磯都市計画公園の変更、明治記念大磯邸園に係る都市計画原案についてご説明します。

（P 2）

- 本題に入る前に、まず、計画の対象地について、ご案内します。
計画の対象地は、赤い枠でお示しする旧伊藤博文邸を中心とした歴史的な建物群とその周辺の緑地です。

（P 3）

- 対象となる歴史的な建物とは、旧伊藤博文邸（滄浪閣）と、その東側の旧大隈重信邸及び旧陸奥宗光邸、西側の旧西園寺公望邸跡（旧池田成彬邸）で、計画対象地はそれら歴史的建物と庭園及びその周辺の緑地であり、ここを明治記念大磯邸園として整備する方針が閣議決定され、それに伴い、町では、公園として都市計画を定める手続きを進めているところです。

（P 4）

- 次に、本日の説明会の位置付けについてご説明します。
今年の 5 月 12 日に開催した懇談会で頂いたご意見などを踏まえ、都市計画原案を作成したところです。作成した原案は、縦覧するとともに、説明会を実施し、意見募集を行うことが、大磯町のまちづくり条例に定められており、それに基づき、本日、説明会を実施するものです。

（P 5）

- 本日、説明する内容は、1 点目として、整備することが閣議決定された『明治記念大磯邸園』の整備に至った経緯をご説明します。
次に、2 点目として、都市計画の原案について、都市計画に定める内容と今後のスケジュール、さらには、現在実施している原案の縦覧と意見募集についてご説明します。
次に、3 点目として、明治記念大磯邸園の整備に係る検討状況についてご説明します。

（P 6）

- 平成 30 年は、明治に改元してから、満 150 年目を迎える節目の年です。国は、この満 150 年目をきっかけとして、明治以降の歩みを 次世代に遺すことや、明治の精神に学び 日本の強みを再認識することは 重要なことと位置づけ、「明治 1 5 0 年」に向けた 関連施策を推進する方

針を示しました。

平成 28 年 10 月には、「明治 150 年」関連施策推進室を設置し、同年 11 月に、内閣官房及び各府省庁の大臣官房長などで組織する、『「明治 150 年」関連施策各府省庁連絡会議』を立ち上げました。また、平成 29 年 4 月には、『明治期の立憲政治の確立等に貢献した先人の業績等を次世代に遺す取組に関する検討会』を設置し、有識者による検討を行っています。

こうした有識者や各府省庁などでの検討の中で、本日の対象地について、伊藤博文、大隈重信、西園寺公望という、立憲政治の確立に重要な役割を果たした先人の建築物が、滄浪閣を中心として、歩いて移動できる範囲内に集中して残っていることは希有と評され、平成 29 年 11 月 21 日に『明治 150 年』関連施策の一環として、明治記念大磯邸園の設置が閣議決定されました。

(P 7)

- 閣議決定の内容は、国と地方公共団体との連携のもと、旧伊藤博文邸等を中心とする建物群及び緑地を「明治記念大磯邸園」として整備し、歴史的な建物群等の一体的な保存・活用を図るといったものです。

なお、閣議決定の時点では、名称に（仮称）が付いていますが、現時点では正式な名称となっています。

(P 8)

- この閣議決定を受け、国と、地方公共団体である県及び町では、建物群等を一体的、有機的に保全・活用する方策の検討を行い、「明治記念大磯邸園」として整備する範囲を、旧伊藤博文邸（滄浪閣）を中心とした、旧大隈重信邸、旧陸奥宗光邸、旧西園寺公望邸跡（旧池田成彬邸）の建物群とその周辺の緑地で、スクリーンにて、黄色い枠でお示しした、約 6 ha の範囲と考えています。

なお、邸園の範囲には特別緑地保全地区が含まれています。

(P 9)

- 町では、先ほどお示した『明治記念大磯邸園』のうち、必要な範囲を、公園として都市計画に定める方針です。

(P 10)

- まず、都市計画を定める者と目的について、ご説明します。

都市計画を定める者は、都市計画法に、内容や規模に応じて、都道府県または市町村が定めるとされており、10ha 未満の公園、緑地、広場などは、市町村が定めるとされています。今回の「明治記念大磯邸園」は、10ha 未満であるため、大磯町が定めることとなります。

次に都市計画に定める主な目的としては、都市施設を整備する区域や内容を明示することにより、長期的視点に立って、計画的かつ着実に都市整備目標の実現を図ること、整備が実施されるまでの間、事業の遂行に支障をきたす、建築行為などの行為を制限すること、必要な施設の配置規模などの計画内容に関する情報を、広く町民等の皆様に提示することなどが挙げられます。

(P 11)

- 次に、都市計画に定める理由についてご説明します。都市計画の決定または変更・廃止にあ

たつては、計画書を作成しますが、都市計画を決定しようとする理由を記載した書面『理由書』を添付することとされています。

大磯町は、北には高麗山、鷹取山などの緑溢れる丘陵が、南には小湊の浜や照ヶ崎海岸などの紺碧の海が広がり、市街地には旧東海道松並木や旧吉田茂邸などの名所旧跡が存在するなど、自然や歴史・文化的な資源を今なお多く有しています。

大磯町の都市マスタープランである「まちづくり基本計画」では、歴史的価値のある建造物等については、保存と活用に向けた支援や取組みの展開を図るとしており、また、当該地を含む「小湊海岸松林地区」を重点地区に設定し、海岸線松林の維持・保全や歴史的建造物の保存・活用などに重点的に取り組むとしています。

当該地は、初代内閣総理大臣である伊藤博文の本邸（滄浪閣）を中心に、明治期の総理大臣経験者の大隈重信や外務大臣経験者の陸奥宗光らが所有していた建物の一部や庭園が現存し、隣接する「小湊海岸松林特別緑地保全地区」とともに良好な環境を形成しています。このように、大磯町における邸園文化を象徴するのみならず、明治期の立憲政治確立等に関する歴史的遺産が集まる全国的にも希有な場となっています。

そこで、これらの歴史的建物や庭園とその周辺の緑地を一体的に保存するため、今回、8・4・1号明治記念大磯邸園を特殊公園（歴史公園）として大磯都市計画公園に追加するものです。

- 要約しますと、町では、上位計画である『大磯町まちづくり基本計画』に、歴史的建造物等の保全・活用や、松林の維持・保全を位置付けていることから、明治記念大磯邸園整備の趣旨は、大磯町まちづくり基本計画に沿ったものです。

また、当該地には、歴史的な建物や庭園が現存しており、周辺の緑地とともに、良好な環境を形成していることから、上位計画に位置付けるとおり、保全等を図るべき対象のひとつとなっています。

こうしたことを踏まえ、現存する歴史的な建物や庭園と、その周辺の緑地を一体的に保存するために、公園として都市計画に定めるといったものです。

(P12)

- 都市計画に定める事項は6項目で、種類は公園、名称は8・4・1号 明治記念大磯邸園、位置は中郡大磯町東小磯字海辺及び西小磯字稲荷松、区域は後ほど図面を用いながらご説明します。面積は約5.4ha。公園の種別は特殊公園です。

なお、公園の種別にある特殊公園とは、風致公園、動物公園、植物公園、歴史公園など、その設置目的に応じて配置する公園です。

参考に、名称の明治記念大磯邸園の前に付けられている数字8・4・1についてご説明しますと、一つ目の数字は、公園の種別により付されるもので、『8』は風致公園を除く特殊公園を表します。二つ目の数字は、公園の規模により付すもので、『4』は4ha以上10ha未満の公園を表します。三つ目の数字は、連番を付すもので、町には同じ種別・規模の公園が他には無いため、『1』となります。

(P13)

- それでは、区域についてご説明します。

画面に黄色い枠でお示しするのが明治記念大磯邸園の範囲です。また、南側に緑に着色した

範囲は、良好な自然的環境となる緑地で、建築行為など一定の行為の制限などにより、緑地を保全するため、既に特別緑地保全地区として都市計画に定めています。こうしたことを踏まえ、公園として都市計画決定を行う区域としては、明治記念大磯邸園から、特別緑地保全地区を除いた、赤枠でお示しする東西の区域としています。なお、この区域の面積の合計が約 5.4ha となります。次に、区域の境界設定の考え方について、ご説明します。東側の区域を拡大します。

(P14)

- 東側区域の境界の根拠は、北側は国道 1 号との境界、東側は大磯中学校との境界、南側は特別緑地保全地区との境界、西側は町道東小磯 40 号線との境界を、それぞれ都市計画公園の区域の境界としています。

(P15)

- 次に、西側区域です。

(P16)

- 西側区域の境界の根拠は、北側は国道 1 号との境界、東側は隣接民地と特別緑地保全地区との境界、南側は隣接官有地と特別緑地保全地区との境界、西側、町道西小磯 55 号線との境界、北西側は町道西小磯 56 号線及び隣接民地との境界を、それぞれ都市計画公園の区域の境界としています。

以上が、今回の都市計画原案の内容となります。

(P17)

- 次に、今後の都市計画の手続きについてご説明します。

現在は、原案の縦覧・説明会・意見募集を実施しているところです。

今後、頂いたご意見については、回答を作成し縦覧等を行ってまいります。

その後、学識経験者や町議会議員、関係行政機関などで構成する、都市計画審議会の意見を聞いてまいります。さらにその後、皆様や都市計画審議会での意見を踏まえて、都市計画案の作成を行い、都市計画法に基づく神奈川県との協議を経て、改めて、案の縦覧・説明会・意見募集、さらには都市計画審議会の意見を聞き、最終的に都市計画決定を行ってまいります。

この都市計画手続きの中で、皆様のご意見を伺う機会としては、5月12日に実施した懇談会と、本日の原案の説明会や現在実施している意見募集のほか、今後実施する案の説明会や意見募集となります。

なお、都市計画決定は、年内を目標としています。

(P18)

- ここで、現在実施している都市計画原案の縦覧と意見募集についてご説明します。

まず原案の縦覧は、7月18日から8月14日の期間に、国府支所の町民情報コーナー及び本庁舎2階の都市計画課窓口にて実施しています。ご覧いただけるのは、只今、ご説明した内容を記載した図書で、法に定められた図書、いわゆる『法定図書』として、総括図、計画図、計画書、理由書、公図の写し、法定図書を補足するため、参考に添付した、いわゆる『参考図書』として、経緯書、都市計画を定める土地の区域が記載された図書、施設配置イメージ図になります。参考図書の1つである『施設配置イメージ図』は、次の『3 明治記念大磯邸園の整備に係る検討状況』にて、国よりご説明いただきます。

次に、都市計画原案に対する意見募集のご案内です。

本日の説明会や、縦覧図書をご覧いただいた上でご意見をお聞きするもので、募集の期間は7月18日から8月14日で、提出方法は所定の様式に記載の上、都市計画課にご持参頂くか、またはご郵送ください。様式については、都市計画課ホームページからダウンロードして頂くか、都市計画課窓口でお受け取りください。なお、ご説明した期間・方法・様式のみでの受け取りとなり、口頭や電話などでは、お受けできませんのでご了承ください。

(P19)

- 意見書の郵送は、都市計画課都市計画係宛てにお願いします。様式のダウンロードは、都市計画課ホームページのページ『明治記念大磯邸園に係る都市計画手続きについて』にて入手が可能です。ホームページのトップページにて、『明治記念大磯邸園』とご検索ください。また、本日の説明会の資料や内容、縦覧図書については、今後、このページに掲載してまいります。その他、ご不明な点等がございましたら、都市計画課までご連絡ください。

以上が、都市計画の原案に関するご説明です。

(P20)

- 続きまして、明治記念大磯邸園の整備に係る検討状況についてのご説明になりますが、こちらは、国土交通省国営昭和記念公園事務所より、ご説明いただきます。それでは、よろしくお願いたします。

(P21)

- ◎ 明治記念大磯邸園の整備に係る検討状況について、ご説明します。

まず、明治記念大磯邸園の整備の流れです。画面は全体の流れをお示したのですが、平成30年度は基本計画の検討・策定に着手しています。目標としては年度内、つまり平成31年3月までに基本計画を取りまとめる予定です。具体的な内容としては、施設配置の検討、歴史的建物の活用方針の検討、庭園活用方針の検討、管理・運営方針の検討などを行い、基本計画として取りまとめるものです。

その後、平成31年度以降となりますが、詳細設計として、工事着手に向けた設計を進めていくこととなります。また、関係機関等との協議も行っていく必要があります。具体的には、工事の発注に必要な図面の作成や、工事費の算出などの精度を高めること、関係機関との細かい協議を行ってまいります。それらの内容がまとまった段階で、初めて工事に着手し、工事の実施、完了後に供用・開園という大きな流れになります。

(P22)

- ◎ 次に、平成30年度の基本計画策定スケジュールについて、ご説明します。

明治記念大磯邸園に係る基本計画検討委員会を7月6日に第一回を開催いたしました。この委員会は、明治記念大磯邸園を整備するにあたって、基本計画を策定するために組織されたものです。メンバーとしては、大学の先生を含む有識者と国、県、町の委員によって組織しています。この第一回の検討会の資料は、国営昭和記念公園事務所のホームページに掲載していますので、どなたでもご覧頂くことができます。

スケジュールについて、画面の左側が基本計画検討委員会の流れになります。年度内には4回を予定しています。第2回は9月以降、第3回は11月以降、そして取り纏めを平成31年3月までにという流れを予定しています。

画面右側は都市計画の決定スケジュールを示しています。基本計画の策定スケジュールと、都市計画の決定スケジュールは連動しており、検討会での検討内容の一部を、都市計画決定の参考資料として添付するということとなります。

基本計画の策定スケジュールの中に、住民等からの意見公募手続きがありますが、皆様の意見をお聞きして、計画に反映していくということを行います。なお、第1回の検討委員会の内容についても、5月の懇談会でいただいた、皆様のご意見を取り込んでいます。

(P23)

◎ 次に、施設配置イメージ（案）についてご説明します。

画面の施設配置イメージ（案）は、考え方としては、既存の緑地は活用していくということが基本としてあります。そうした観点のほか、皆さんからのご意見にもありましたように、南側の緑地は連続させるということで、滄浪閣の南側にも緑地を再生する計画としています。施設配置イメージ図（案）では、樹林地再生と記載しています。

また、回遊性を持たせるため、イメージではありますが、オレンジ色の破線の位置に園路を設けて、公園の中を散策できるようにしていきたいという動線です。

この動線の中で、南側にあります太い動線については、今後、幅広く検討を要していく動線として位置付けています。具体的には太平洋岸自転車道が既存道路としてありますので、これを活用することができるかということも含めて、検討をしていきたいというものです。

次に、エリアについては大きく4つに分類しています。

オレンジ色の区域が建物で、ピンク色が歴史的建物の周辺の庭園、薄いグリーンが緑地、グレーが駐車場などの便益・管理施設のエリアの設定をしています。現時点では、エリアのイメージとなりますので、この辺りにという色分けをしています。

もう少し詳しくご説明しますと、まず、滄浪閣の部分については、邸園再生という言葉を入れています。また、現在、滄浪閣の出入り口となっている部分については、エントランスとしていますが、車両の出入り口をイメージしていますが、この部分の詳細については、今後、関係機関とも協議をしながら、形態などの検討をしてまいります。

施設配置イメージ図（案）の下に、『現時点でのイメージであり、今後関係機関との調整等により…』と記載していますが、当然、住民の皆さんからのご意見も含めて、お聞きしながら今後変わってくる可能性があるという意味です。

(P24)

◎ 引き続き、これまでいただいた主なご意見をご紹介します。

明治記念大磯邸園の整備、管理・運営に係る内容として、隣接住民の環境や防犯、プライバシー等への配慮、隣接中学校の防犯への配慮、区域南側の東西を結ぶ動線として太平洋岸自転車道の活用といったご意見をこれまでいただいています。

我々としては、隣接地との境界につきましては、相応の配慮が必要と考えていますので、具体的な内容については、皆さん含めて、案を作っていくと考えていますが、現時点で考えられる対応案としては、動線の位置を工夫することや、植樹によって遮蔽をするということが考えられます。植樹による遮蔽となれば、例えば、フェンスと植栽を組み合わせると境界に配置し、遮蔽することが考えられます。

次に、滄浪閣南の海側への連続した緑地の配置、国道1号からの景観への配慮についてご意見をいただいています。大磯町の上位計画の中で、緑の保全と活用や、緑のネットワークの形成、歴史・文化的な資源の保全、景観の保全などといった内容が位置付けられていますので、

配慮しながら進める必要があると考えまして、滄浪閣南側は樹林地を再生するエリアとして位置付けています。

国道1号からの景観については、今後、基本計画検討委員会の中で、具体的にこういったものが良いか、ということを議論してまいります。

次に、旧吉田茂邸を含めた一体的な運用のため、回遊手段や交通手段の整備をとったご意見をいただきましたが、車のみならず、バス、鉄道などの公共交通機関や自転車を活用して、旧吉田茂邸を含めた回遊性を持たせることを検討していきたいと考えています。

最後に、渋滞対策や交通安全への対策の検討について、ご意見をいただいています。

渋滞対策としては、来園者は観光バスやタクシーなどを利用してきますので、駐停車については十分な検討をする、もしくは乗降場所の公園内への適切な配置などといった、詳細な内容は、今後検討してまいります。

交通安全については、近隣の通学路への配慮ということがありますし、イメージとしてお示しした駐車場の出入り口の位置が、交差点に近いということもございますので、今後、関係機関と協議して決めていきたいと考えています。

(P25)

- 次に邸園区域・都市計画公園区域について、隣接緑地・町道などを区域に含め、公園として整備・管理できないか、大磯中学校のブロック塀などを区域に含めて景観に配慮して改修してはどうか、といったご意見をいただきました。

具体には、区域の外にあります町道東小磯40号線やその西側の緑地、マンション前の緑地についてご意見をいただきました。

まず、町道東小磯40号線については、海岸へ抜けられる道路であるため、今後も道路としての機能を確保していく必要があると考えています。町としては、道路の西側にある緑地とともに、これまでどおり、適切に管理してまいります。

中学校の塀・フェンスについては、国道1号に沿って、東側は画面左下の竹を模したフェンスとなっており、西側はブロック塀となっています。貴重なご意見・ご助言を頂いたところですが、大磯中学校のブロック塀やフェンスについては、管理者である町として、明治記念大磯邸園整備事業とは切り離して、適切に管理してまいります。

なお、ブロック塀に関しては、町の学校管理部局である学校教育課にて、傾きを確認しており、出来る限り早期に改修を行うと聞いています。

次に、邸園整備にあたっての役割分担・町の財政負担について、早期に決定し、明らかにすべきとご意見を頂いています。懇談会でもご説明しましたが、基本的な役割分担の考え方として、国が、歴史的建物群及びその周辺の区域を中核的な区域として整備を行うこと、地方公共団体が、特別緑地保全地区及びその周辺の区域における緑地等の保全・整備を行うこと、さらに、地方公共団体が分担する区域のうち、特別緑地保全地区を除く区域については、町立都市公園として、県から町への財政的・技術的支援の下、整備を行うことが決まっています。

町では、町立公園の区域に係る用地取得並びに整備などは、国からの補助金などを活用した上で行う予定ですが、それ以外については、町に対する県からの財政的支援を頂く方向で、現在、調整を行っているところです。

町としては、厳しい財政状況を踏まえて、引き続き、出来る限り町に財政負担が生じないよう調整していきたいと考えています。

次に、その他といたしまして、町民意見を反映してほしいといったご意見をいただきました。都市計画の決定にあたっては、本日を含め、懇談会や説明会、意見募集等を行い、引き続き、町民の皆様のご意見をお聞きしながら、手続きを進めてまいります。

一方で、整備に関する計画については、先ほど、国からご説明いただきましたが、都市計画の手続きを通じてご意見をお聞きするとともに、今後の基本計画の検討課程において、意見募集を行う予定です。

最後に、ホームページやツイッターを活用して、情報発信などを行ってはどうかといったご意見をいただきました。

国では、国営昭和記念公園事務所のホームページに、明治記念大磯邸園に関する情報を掲載するページが作成されています。今後は、最新情報を逐次掲載するなど、情報発信を行っていくとのことです。

また、町では、本日の説明会の情報を含む、都市計画の手続きに係るご案内について、町都市計画課のホームページに掲載しています。町ホームページのトップページには、明治 150 年記念関連というページを新設しました。今後、明治記念大磯邸園を含む、「明治 150 年」に関連した取組みの情報を、充実させていきたいと考えています。

懇談会などで頂いたご意見とその対応についてのご紹介は、以上です。

■質疑応答（●：町民等、◎：国、○：大磯町）

- 2点伺うが、都市計画審議会は既にある組織か、どういう構成で成り立っているのか。また、国交省の検討会は、国交省の内部的な会合なのか、それとも、町や県からの参加者を構成員として入れているのか。

もう1点は、説明にあった『明治の精神に学び日本の強みを再認識する』という文言が、非常に引っかかるが、これは、残っていくものなのか。グローバル化される中では、広い中での日本の役割に繋がってこそ、学ぶことの意味もあると思うので、その2点について説明をお願いしたい。

- 大磯町の都市計画審議会は既に町にて組織されているものであり、都市計画決定に係る案件は本審議会に諮らなければならないとされている。審議会の構成メンバーは、都市計画審議会条例に定めており、学識経験のある者、町議会の議員、関係行政機関の職員、その他町長が必要と認める者となっている。
- ◎ 基本計画検討委員会のメンバーは、まず学識の先生が4名、行政側から4名、計8名で構成されていて。ホームページにもアップしている。先生は、東京農業大学の栗野准教授、立教大学の小野教授、東京都市大学の坂井教授、関東学院大学の水沼教授の4名の先生にお願いしている。また、行政側としては、神奈川県県土整備局の技監兼都市部長、大磯町副町長、国は国土交通本省の公園・緑地事業調整官と関東地方整備局建政部公園調整官という構成員になっている。
- ◎ 『明治の精神に学び日本の強みを再認識する』という文言については、明治150年の事業を行っていくことを、政府で決定した際に話し合われた大方針の中に書かれているものである。本事業は、多くある明治150年関連施策の一つであり、立憲政治に貢献のあった先人の取り組みを生かすということが、非常に大きな主題となっている。

明治150年関連施策を実施するにあたっての考え方として、この文言は残ると言われれば、残ることになるが、それをどのように使っていくのかは、また別の話と考えている。

- 質問が4つほどある。

まず、緑地と特別緑地保全地区は町の方で管理するとのことであるが、管理は専門業者に委託するのか、もしくはこの広大な土地をボランティアにお願いするのか確認させていただきたい。

それからもう一つ、動線について。プライバシーの観点から、大隈重信邸から太平洋岸自転車道へ抜ける町道東小磯40号線の南端がかなり気になる。吉田茂邸には年間10万人の来場者がいると聞いているが、このまま運営されれば、日常茶飯事のように人が通るような状態になると思われる。マンション側としては、目の前を人がウロウロする状態になるため、検討していただきたい。例えば、大隈邸・陸奥邸南側の特別緑地保全地区の中央付近から、南北に動線を設けてはどうか。ただし、この特別緑地保全地区には、一定の建物を建ててはいけないといった規制があると思われるが、例えば、平塚のビーチパークの方でも森林の中を通れる小道を造っていたりする。できないことではないと思われる。年間10万人の方が通られると、我々としては困ってしまう。

動線についてもう一点、滄浪閣と邸園中央のマンションの境界部分には、動線が無いと考えてよいのか。まだ案とのことであるが、池田邸と滄浪閣の間の南北の動線が、マンション側に入ってくると気になる。滄浪閣の『庭園再生』と書かれた付近は、動線から見ただけ、眺めるだけであればよいが、動線が入ってくると辛いと思っている。

それから、もう一点。邸園中央のマンション南にある特別緑地保全地区の東端に、防災用の

大きなスピーカーがある。公園ができることをきっかけに、今一度このスピーカーの位置について、検討してほしい。カバーが出来ているのか。ちなみにスピーカーはマンションから5mしか離れておらず、付近の住民からは非常にうるさい音が鳴っていると聞いている。ちなみに私のところは、ハレーションして何を言っているかがさっぱりわからない。聞こえないという状況。スピーカーについても、位置の再検討をしていただきたい。

最後に、次に町民の意見を聞く日はいつなのかということを知りたい。

- まず、緑地部分の管理について。施設配置イメージ図（案）は、現段階ではイメージであることを前提にお聞きいただきたいのだが、例えば施設配置イメージ図（案）に緑地とある部分の管理を町がしていくということになった場合には、面積としても相当な広さがあり、ボランティアで全て賄えるとは思えないため、やはり業者に委託してしっかりと邸園として管理していくといったような形になると考えている。
- 特別緑地保全地区も合わせてということか。
- 基本的な考え方として、特別緑地保全地区はそのままの状態でも保全していくこととなるため、それほど、手を入れることはない想定しているが、手を入れて管理することになれば、一体的に管理することになると、現段階では考えている。
- 実際、稲荷松緑地については、一人のボランティアの方が一生懸命整理されていて、手が負えないため、マンションの人間も草むしりをしたりしている。かなり頻繁に手入れをしていかないと、一瞬で凄惨な状態になってしまうことも踏まえて、緑地と特別緑地保全地区と合わせて、しっかりとした管理を、専門業者にしていきたいと考えている。
- 稲荷松緑地については、マンションと町とで緑地協定を結んでいる。また、ボランティアの方が、里親制度というものを使って、作業をしていただいているような状況である。今後の維持管理にあたっては、基本的には、今、協定が活かしている状態になっている。その協定を維持していけるのか、地元の方としっかりお話をしていきたいと思っている。
- ◎ 動線について、施設配置イメージ図（案）では、マンションさんと公園の境には、主要動線を設けるべきではないというご意見なども踏まえて、西側の滄浪閣と池田邸の間に主要動線を描いている。
- ◎ もう少し詳しく説明させて頂くと、南側の『広く検討を要する動線』については、懇談会の時からご意見をいただいていたが、何が何でも稲荷松緑地の部分を通すということでは無く、例えば、太平洋岸自転車道の活用といったことも視野に入れて、広く検討していくため、ぼんやりとした太い線にしている状況である。これについては、今後さらに詰め、改めてご意見をいただければと思っている。

もう一点、マンションと滄浪閣の間に園路を通さないのかというご意見について、施設配置イメージ図（案）で示しているのは、主要道線であるため、ちょっとした小道が出来るということが無いとは言えない。今後、中身を詰めていく中で改めてお示しし、またご意見を聞かせていただきたいと思う。

一方で、この施設配置イメージ図（案）に、駐車場への入口動線をぼんやりと描いているが、先日の基本計画検討委員会にて、委員の方から、滄浪閣と池田邸が一体に使えるにもかかわらず、車が通ると分断される可能性があるため、滄浪閣の東側を通ることも検討すべきではないかというご意見をいただいている。これについては、マンション住民の考えや環境といったことや、技術的にも、滄浪閣と池田邸の間に駐車場からの出入り口を設けることが難しい部分もあると思っており、そういったことを総合的に勘案しながら、基本計画検討委員会でも議論をしつつ、またご意見を聞かせていただこうと思っている。

- 私は、太平洋岸自転車道を通るのはいいと思う。国道1号をひたすら回遊されると、それこ

そ人だらけになってしまうため、動線が口の字で回遊できるのは良いと思う。ただ、口の字の上がる場所（旧大隈重信邸から太平洋岸自転車道へ抜ける町道東小磯 40 号線の南端）が近い。もう少し真ん中ぐらいから上がって（旧大隈重信邸・旧陸奥宗光邸南側の特別緑地保全地区の中央付近を、南北に動線を設けて）欲しいなというところ。

- スピーカー・防災無線については、今日この場に防災の担当者がいないため正確にはお答えできないが、恐らく、全町をカバーするよう適切に配置していると思われる。聞こえにくいところのご意見については、後日、防災担当にしっかりとお伝えしていく。

また、次のこういった説明会があるかというご質問について、次回は、都市計画の案の説明会を行う。今のところ、予定ではあるが、大体 10 月から 11 月ぐらいになると思っている。時期が来たら、広報等で皆様にお知らせする。

また、基本計画検討委員会の手続きの中でも、住民等からの意見公募手続きがある。都市計画の手続きとは別の流れの中で、計画に対する意見募集の手続きも行われていく予定である。まだ、時期等は決まっていないが、適切な時期にお知らせできるのではないかと考えている。

- ライフラインについて伺いたい。旧吉田茂邸に対して 10 万人ぐらいの人間が、観光に訪れていると聞いており、今回明治記念大磯邸園が出来ることによって、私の考えだが、もっと人間が増えるのではないかと考える。何を問題にしているかというところ、観光バスで来た時に、この国道 1 号に上下一車線ずつしかないので、一回で「の字」を曲がることができない。東京方面から来る車はそのまま入れる。けれども小田原方面から来る車は、滄浪閣のところでは、大型車は右折禁止になっている。かといって、国道 1 号をつぶしてバスを入れるなんて考えはしないと思っているが。

私の個人的な案になるが、西湘バイパスを通して、上りも下りも大磯中学校から出てきて、滄浪閣の駐車場に入れ、帰りも同じルートを通れば、速やかに入れると思う。

毎回私、そう主張して、役場には頻繁に出入りさせてもらっている。交通量が今、非常に多い。ある一部の議員さんには報告を毎回のように入れているが、子供も通る道に、朝は 7 時半から 8 時のたった 30 分間で、136~180 台のオートバイ・車が通る。その宇賀神社の横を通り過ぎてくる。カーナビとか google で見て、旧吉田茂邸から大磯警察署まで混んでいるため、稲荷松公園を抜けて二宮方面から来る車は、そこをずっとすり抜けて来る。

大磯警察の方にも何回も同じ場所で立ってもらって確認をしていると、さらにバスが多く出入りしたとすると、さらに道路の渋滞、もしくは大きな交通事故になる。この機会に滄浪閣から宇賀神社に抜けるところが、今、両側から入れる状態にある。マンションの方もいると思うが、皆さんおっかない経験をしたと思う。直ぐにウインカーを右に出して、ずっと行ってくれるかと思ったら、そのまま神社に入る車もある。どっちからも入れるようになっているので、できれば一方通行にしてほしい。でなければ、こういうものが出来上がってから、あれもやる、これもやるという段階で、出来上がってしまったものを元に戻すのは大変なので、これを機会に建設課の方とか、色々見に来てもらっているが、私も資料を全部持っていますので、何月何日何だどうだと。すべて大磯警察にも上げていますので、こういうものができることは、非常にいいことかもわかりませんが、それによって、交通事故とか渋滞も招くと思うため、その辺も検討してほしい。

- ◎ 貴重なご意見をいただいた。ご指摘のとおり、大型バスをどこから入れるかということは、我々も今後考えていかなければならないと認識しており、ご意見を真摯に受け止めて検討していきたい。
- 大型観光バスのほかに、近隣の生活道路に対する交通安全対策についてのお話もいただいた

が、こちらの方は、今後、国道1号での駐車場からの出入りと観光バスのルート等を検討させていただいた中で、生活道路の方についても、十分に検討させていただいた中で、対応を考えていきたいと考えている。

- ホームページでの情報の公開の仕方について、町と国交省とそれぞれ別の場所で公開されているが、この事業として一つのまとまったところで、住民の人とか関係者の方が情報を知りたい人が見られるような形にしてもらった方が、お手数をかけるかもしれないが、親切ではないかと。見る側はどこが担当であるかということは、関係無いので、そこを是非お願いしたい。

それが一つと、前回懇談会の時に県議がおっしゃっていた、国交省の事務所が、あの時、平塚になったとの回答だったかと。その後、平塚のままか。

それと、そのぼんやりとした動線の下について、そこは例えば、法面も含めて考えられるということか。

- ホームページについて、町では、トップページに明治150年記念関連というバナーを作り、今日のお知らせなども載せている。国は国で作って頂いているところだが、相互にリンクを張るような形で、町から国の方に飛べるようにさせていただいているところである。町の方も、できるだけ見やすいホームページを、今後、心掛けていきたいと考えている。
- ◎ 貴重なご意見をいただいた。国では、基本計画検討委員会が7月上旬にあり、なるべく早期に委員会の情報を公開する必要があると考え、時間を優先してホームページを作成したため、デザイン的に乏しい部分はあるが、掲載をしている。これからブラッシュアップしていこうと考えている。国のホームページにも町へのリンクをつなげるなど、相互にうまく連携させていきたい。
- ◎ 事務所については、昭和記念公園事務所の本体は東京の立川市にあるままであり、分室として平塚に3月に設けたが今もそのままである。先日もお話をさせていただいたが、見つけてきた中で、現場に近いところで決めさせていただいたもの。分室が立ち上がったところなので、暫くは、ここで執務をさせていただきたいと考えている。
- ◎ 今後広く検討を要する動線については、法面も含めて技術的にもどのようにできるかということも含めて、広い意味で、検討していきたいと考えている。

- いくつか質問させていただきたい。

前回の懇談会で、国の予算が組んで無いと言っていた。この計画については、予算は国の方は、出せませんとはっきり言っていたと思う。それから大隈邸の方にも話がついていないとも言っていたと思う。そういう状況の中で、今日のようなことが進んでよいのかということが、まず一点。

それから、もう一つは、この目的である。大変あいまいである。日本の政府がやっていることがあいまいなものであるから、それがそのままこの文書には出ていると思う。何とでも解釈できるようになっている。なぜ、この明治150年を記念する公園をつくるのかということが、未だに私には納得がいけない。もの凄く費用のかかることであり、それから、この町ではいつも町長の独断で決まるようなところがあるので、こうして話していることが、本当に有意義なことなのかということの確認が欲しいと思う。いつの間にか何かが決まっているということが、今、国も町も県もみんなそういうような形になっているのではないかと思う。反対だといっていることも通ってしまうことが沢山あると思う。ですので、この明治150年の記念公園を作る意味というのも本当によくわからない。今、関西の方ではあれだけの災害があるのに、そちらの方がずっとずっと遅れて、こちらに凄い予算が組まれていくということにも納得がいけない

と思っている。また、有識者の方を入れての審議会ですが、有識者の方のお名前をお聞きしたが、本当にこうした方々が、公園についてわかっているのか、というのが大変な疑問である。ですから、この4人の方を決めた理由もわからないまま、はい、こういう審議会を作りますということで、何かはいつも決まった後でご報告をいただいているということが、この先もずっと続くのかなという疑問を、今日はさらに深めた。前回、確か旧大隈重信邸とも話がついていないとおっしゃっていたのに、こんなふうな動線が出来ていると。ひとつずつ考えると、今回のこういうふうな会合、本当に私たちの言葉がちゃんと反映されるかどうかという保証はどうやって納得したらいいのかということをお聞かせいただきたいと思う。

- ◎ 予算については、前回の5月12日の懇談会でも、我々からご説明しているが、改めて、説明すると、国では、平成29年度の補正予算として24億4千万円、平成30年度の予算で10億6千万円の予算を確保している。

二つ目の旧大隈重信邸の所有者との調整については、現在、内容について交渉を始めているところである。

- ◎ 明治記念大磯邸園の整備の目的について、基本的には、明治150年をきっかけとして、明治以降の歩みを次世代に残すこと、明治の精神が、革新的に国の在り方を変えていった、非常に苦勞しながらそうしたものを作った、現在の立憲政治の基礎を作ってきたというところを、もう一度思い返すべきではないかということから、この明治150年を記念して、様々な施策を行っていくということが、元々の目的である。そうした中で、特に、立憲政治という点について、憲法に則った政治を行っていくということが、当時のアジアにおいて非常に画期的であったということもあり、こうした立憲政治の確立に非常に貢献された方々の歩みを紹介したり、そういう人が住んだり、いた場所を、保全して残していくことで、先程申し上げた明治時代に思いを寄せる、当時を偲ぶといった場を作っていくということで、この事業を始めた。

- ◎ 基本計画検討委員会の先生については、それぞれご専門があり、立教大学の小野先生は造園、観光を研究されている。東京都市大学の坂井先生はランドスケープやエリアマネジメントがご専門である。関東学院大学の水沼先生は近代建築、また吉田茂邸再建の委員もされていた。東京農業大学の栗野先生は特に近代の庭園・造園技術の研究をされており、各専門分野の先生である。

- 今の回答について質問ですが、それは全部ハードではないか。ハードを研究されている方ばかりだと思う。中身について、この町とどうやってつないでいくか、ということを考えている方が一人も入っていない。どうしてその方々を選んだのか。造園とかランドスケープなんていうものは、町の職員がやったらいいではないか。誰か呼ばなくたってできることである。中身について、ハードではなくソフトの部分は、やはりきちんと勉強した方々に、もっと討論しあって、何故こんなことをやっていくのかというところを徹底的にお話されていないということが、今、この1時間ぐらい座っていて、あれから何も勉強していないのだなということをつくづく感じる。ですから150年の公園を作る意味については、答えになっていない。観光してどうしようというか。旧吉田茂邸に10万人来たからどうだということか。またいっぱい人が来るだけである。それは何の意味があるのか。住んでいる人達のことは、審議会でも先生達が話し合う仕組みが出来ていないと思う。ランドスケープや造園といっても、町の人に来るのではなくて、電車に乗って人が来るのだから。だったら一日に来る人数を決めて、町は何人しか受け入れられないとか、もっと根本的に住んでいる人の事も考えて、来世のことも考え、方針を考え、全体をもっとよく考えて、こういう会を開いてほしい。

- 国の検討委員会の中で、様々な分野の専門家の先生方あるいは、行政の職員も加わった中で、色々な角度から検討がなされるものと考えている。当然それは、ハードだけではなく、ソフト

面についても様々な検討がなされるのではないかと考えている。

また、この4邸宅については、町としても、長年の懸案であった。昔は町内に沢山の別荘があったと思うが、どんどんと消えて、4邸宅まで消えてしまったらどうになってしまうのだろうかというような思いを、職員も感じているし、町民の方々も皆様にとって非常に大切なものと考えていただいていると信じている。そうした中で、国の方でこうした明治記念大磯邸園の整備の計画が出てきたといったことを受け、町としても、最大限協力させていただいて、連携して、何とか明治記念大磯邸園をより良いものにしていきたいと考えているので、ご理解いただきたい。

- 最後のページの役割分担、財政負担というところで、ここに書いていない説明を早口でいただいたが、ここの分担を書いた文書を是非いただきたい。

それから、施設配置イメージ図（案）の中で、滄浪閣の建物が建っているところが庭園再生となっていたが、その意味というのは、この建物を壊して何かまた新しいものを作るという計画が含まれているのかどうか。

それから、私の考えとしては、町の人はこの場所を残していきたいとは思っている。だが、国のお金でやってくれるからいいとか、県のお金でやってくれるからいいとかと、安易に考えては全く駄目だと思う。県のお金だって、国のお金だって、私たちの税金が含まれているわけだから、そういうふうに安易に考えられない。それから町への負担も直接的に町民にのしかかってくるものであるから、その辺がちゃんと示されてから、私は判断したいと思っているが、最小限の整備にしてほしいと思う。新しいものを作る必要は無く、説明の中では邸園整備という言葉が使われたが、整備でいいと思う。今荒れてしまっているところを、綺麗な形に整備して、それを保っていくという方向で、是非お願いしたい。

- 役割分担については、先程、画面で項目だけお示しし、口頭で回答したが、本日の会議録は、説明の内容も含めて、ホームページで公開するので、そちらで出来るだけ早くお示ししていきたい。
- ◎ 庭園再生という部分については、字の如く、庭園を造るということを考えている。つまり、建物では無く、庭園と考えている。
- 建物が建っているところであるが、壊すということか。
- ◎ そういうことを前提に考えている。
- バンケットホールは、明治の頃には無かったもので、明治の頃の庭園を再生してはどうかというイメージで、確定的なものではないが、今日、お出ししているという段階の資料である。本当にこれを壊すのか、壊した後何か建てるのかということは、これからの検討の中で決まっていくと思っている。

町の負担をしっかりと示してほしいというお話があったが。その点は国・県・町の中で話し合っ、どういった形になるのか、しっかりと皆様にご説明していかなければならないと考えているが、もう少しお時間を頂きたい。

- まちづくり条例の中で都市計画決定の手続きというものがあるが、その中では、意見を頂いた次に、公聴会というものを開くという手続きがある。それが今回入っていないが、公聴会の予定はあるのか。この条例によれば、公聴会は、根幹的な、または広域的な都市計画であって特に重要なものの案を作成する場合に必要があると認めるときに、開催するとあるが、これだけ大きな事業なので、やはり町民の皆さんにもっと知って頂く必要もあり、今聞いてもいろいろな意見があつて、まだ決まらない部分も沢山あるので、是非公聴会は、開くべきではないか

と思っているが、その手続きをやるかやらないか、どういうことになっているかお聞きしたい。

- 大磯町のまちづくり条例の中で、この手続きについて決められている。本日もそれに基づいて開催させていただいているところであるが、まちづくり条例の運用に関する要綱の中で、公聴会の開催の条件が記載されている。地域地区で市街化区域全域の過半に渡るもの、また道路で広域的なもの、また汚物処理場、ごみ処理場で広域的なもの、そうしたものは開催するという形をとっており、今回については、いずれにもあたらないので、公聴会の開催はしないが、条例に決められた説明会や懇談会を開催している。また、意見書等で皆様のご意見を書面でも頂く機会も、今回と10月～11月にも設けさせていただいている。そういったところで、皆様からご意見をいただければと思っている。
- 規定にあたらぬということだが、例えば、住民の方から公聴会を開催して欲しいというような要望があっても、それは、規定にあたらぬため、やらないということになるのか。
- 条例の運用の中で、規定されており、今回については、公聴会は開催しない。

- 町の財政負担はいつ頃示してもらえるのか。次回の説明会までには示してもらえるのか。町が負担をしなければならない特別緑地が、私の一番の関心事ではあるが、いずれにしてもその負担がいつ頃わかるのかを知りたいということと、意見はすべて書面でと書かれているが、今日出た意見については、特に書面で出さなくても聞き入れていただけるのか、それとも書面で出さなければいけないのか。

- 財政負担については、お話できる段階にないと考えている。次回の説明会の中で、お話できる段階であればお話しする。

- 個人的には、この計画は賛成でうまくいけば良いなと思っているのだが、負担がどういうふうになっているかがわからなければ、町民としてどう考えていったらよいかの分かりにくいと思う。具体的な金額というわけでは無くても、それが確実にという書面ができるのはいつなのか。あやふやなまま進むのはおかしいと思う。

- 町立公園の区域に係る用地取得や整備について、町としては、国からの補助金を活用した上で行う予定であり、国からの補助金以外の事業費には、県からの財政的な支援を受けることで、基本的な方向性は決まっている。

それがいつ、どういう形でわかるのかは、町民の皆様にとって一番の関心であり、町も早い段階で決定していきたい思いの中で、国・県・町と調整しているところである。

原則的としては、町が支出する部分については国からの補助金、そして町が負担する部分には、県からの財政的支援で、町の財政負担が無いような形の中で進める方向は決定している。

ただ、国や県にも様々なご事情があり、現段階では、どういう状況か示せないが、町としても、次回、案の説明会を10月～11月に開催する頃には、明確に答えていきたいと思っており、それに対する強い働きかけ・調整はしていきたいと考えているので、誠に申し訳ないが、具体的な部分は、今暫くお待ちいただきたい。

- もう一点、説明会で頂いたご意見については、意見書に書かなくても、本日の内容については、会議録に起こして、国・県・町で共有をしていく。また都市計画の手続きであるため、この後行われる都市計画審議会の中で、説明会では、こういったご意見をいただきましたということはしっかりとお伝えさせて頂く。また、意見書についても、同じようにこのような意見をいただいたということをもとめて、都市計画審議会の方にお知らせするので、家に帰られてから、こうした意見がというものがあれば、改めて書面にて頂くことも可能である。

- この明治150年の事業は閣議決定で、国の事業として決定された。ただ、その時点では、国

営公園として事業を進めると思っていた。ただ、国営公園としてやる場合には広さの問題があって、10haに満たない地域なので、これは都市計画法の中で地方自治体が計画しているとならざるを得ないと。それで、計画全体は都市計画法に基づいて、大磯町であれば、大磯のまちづくり条例も関わってこれを整備していくということになった。そのために、地域全体が、町立公園という話になった。国営公園では無く、広さの関係で町立公園という名称になる。ただその役割分担で、歴史的な建造物だとかそういったものについては、国が責任を持つ範囲、それ以外の特別緑地保全地区等は県がやると。施設配置イメージ図（案）のその他の薄緑の地域は町がやるというのがあるが、最終的には、全体の管理・運営をする中で、責任を持つのは、やはり閣議決定をした国が責任を持つと認識してよいのか。これから町立公園になると思うが、明治記念大磯邸園が国の責任のもとに、基本的には維持・管理されていくということでのよいのかということを確認しておきたい。

- ◎ 一点、広さの関係で国営公園にならなかったということでは無く、国営公園でも、例えば私どもで所管している東京臨海広域防災公園というものがあるが、そこは半分が国営公園で、半分が都立公園で一体的に運用している公園である。明治記念大磯邸園では、閣議決定の中で、地方公共団体との連携の下にということが決定されており、地元と国の方と連携していくとされており、このスキームが進んできたところである。

そして、国営公園にしなかったということについては、国営公園にした場合、法律の中で管理・運営はどうすべきかが、がっちりと決まっている。大きなエリアでは無く、少し小さなエリアで、町立公園と国管理の公園があった場合に、国の方の法律でがっちりしてしまうのもどうかということで、少し柔軟な運用ができるようにということも含めて、国営公園にはしていない。法律上の話になるが、国営公園にしないということは、国の設置する部分は、都市公園法という法律の網をかけないということになる。この都市公園法という法律の中に、国の公園はこうあるべきということが書いてあるが、そこを柔軟にやるためにも、都市公園法の網はかけずに、それに準じた形で運用していこうということである。

そして、最終的にどこが責任を持つのかということに関しては、やはり、法律上からいえば、それぞれの設置者であり、国の部分は国が責任を持ち、町立公園の部分は町が責任を持つことになる。ただ、それぞれの責任者がいて、自分のところで責任を持つから勝手に管理というわけでは無く、しっかりと調整・連携の下に、一体的な公園として管理できるように努めてまいりたい。

- 予定の時間を大分過ぎている。本日の説明会は終了させて頂くが、この後、意見書を書面で頂くことも可能である。郵送で頂く、もしくは都市計画課にご持参いただいても構わない。何かあれば意見書をいただきたい。

本日の資料と皆さんで行った質疑応答は、後日、町のホームページの方で公開させて頂く。

- ホームページと言っているが、パソコンとかスマホ持っていない人達はわからない。
- 町の情報コーナー等で配架させて頂く。また、先に行った懇談会の資料についても、既に公開させていただいており、ご覧いただきたい。